上下水道モニター下水道施設見学会に係る傷害保険　仕様書

京都市上下水道局（以下「甲」という。）が実施する上下水道モニター下水道施設見学会（以下「見学会」という。）に係る傷害保険の仕様は、次のとおりとする。

（主旨）

第１条　本保険は、甲が実施する見学会の参加者（被保険者）が、当該見学会において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）によって、その身体に被った傷害に対し、第４条に定めた保険金額を定額で補償するため、甲が保険契約者となり、保険者（以下「乙」という。）との間で契約を締結するものである。

（契約期間及び保険期間）

第２条　本契約期間は、契約締結の日から令和８年１２月１５日までとし、保険期間は令和８年１２月８日終日とする。

（被保険者数）

第３条　被保険者数は、３０人以下とする。

（保険金額及び保険日額）

第４条　被保険者１人当たりの保険金額及び保険日額は次のとおりとする。

⑴　死亡・後遺障害　　１０，０００，０００円

（※後遺障害の場合は普通約款に記載の等級に応じて支払い額を計算する。）

⑵　入院保険金（日額）　　５，０００円（１８０日を限度とする。）

⑶　通院保険金（日額）　　３，０００円（９０日を限度とする。）

２　前項においては、免責金額は設定しない。

３　その他保険金の支払は適用すべき傷害保険約款の定めるところによる。

（見学会の順延）

第５条　見学会が降雨などの事情により翌日以降に順延した場合は、保険期間は順延後の開催期間とする。

（事故の発生及び処理）

第６条　本保険の対象となる事故が発生した場合には、甲は、事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況について、遅滞なく乙に通知する。

２　前項の事故の処理に当たっては、甲と乙が協力して対応するものとする。

（保険金の給付）

第７条　被保険者が、この保険契約による保険金の給付を受けようとするときは、適用すべき傷害保険約款に定める期間内に、乙が求める書類を乙に提出するものとする。

（法規の遵守）
第８条　乙は、保険契約内容の履行に当たっては、関係各法令の規定を遵守しなければならない。
（普通保険約款等との関係）
第９条　本仕様書に定めのない事項については、本仕様書の規定に反しない限り、適用すべき傷害保険約款又は同等内容の約款の規定を準用する。
（疑義）
第１０条　本仕様書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。